

ご購入者各位

『自治体法務検定問題集 2025 年度版』内容誤りのお詫びと訂正

標記書籍において、内容の一部に誤りがありました。ご購入いただいておりますお客様にはご迷惑をおかけいたしまして、たいへん申し訳ありません。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

頁	誤	正
23 頁 問 2 解説	③は妥当である(地方自治法 138 条の4第3項)。①②④については、地方自治法 138 条の4第1項により、執行機関としての委員会又は委員は法律の定めるところとされており、条例で定めることは認められておらず、妥当でない。	①は妥当である(地方自治法 180 条の5第2項)。②については、地方自治法 180 条の5第3項により、固定資産評価審査委員会は市町村における必置機関であるが(同項2号)、県の必置機関とはされておらず、妥当でない。③については、地方自治法 180 条の5第2項により、収用委員会は都道府県における必置機関であるが(同項3号)、市の必置機関とはされておらず、妥当でない。④については、地方自治法 180 条の5第2項により、公安委員会は都道府県における必置機関であるが(同項1号)、市の必置機関とはされておらず、妥当でない。
81 頁 問 38 解説	違法と評価されうる④は妥当ではない。	違法と評価されうる。④は妥当ではない。
83 頁 問 45 解説	④.....時間的即時性の強い順は、 <u>選択肢に記載のとおり</u> である。	④.....時間的即時性の強い順は、「 <u>直ちに</u> 」、「 <u>速やかに</u> 」、「 <u>遅滞なく</u> 」である。
85 頁 問 53 解説	。もともと、経済規制は規制目的二分論が.....	。一般的・普遍的な物差しとなるような違憲審査基準は存在しない。そこで、判例法理が築きあげた判断枠組みを学説が整理することで、一定のメルクマールが形成されるに至っており、その代表例が「 <u>二重の基準</u> 」である。もともと、経済規制は規制目的二分論が.....